

(社)日本原子力学会  
第10回倫理委員会議事要旨

日 時 H15.7.16(水)13:30~17:00  
場 所 日本原子力学会会議室  
出席者 西原、宅間、班目、安藤、北村、杉本、中安、成合、大和の各委員(9名)  
秋山、西森(インテグレックス=講演者)、梶原(傍聴者)

配布資料

- 資料 10 - 1 第9回倫理委員会議事要旨(案)
- 資料 10 - 2 - 1 インテグレックス会社概要
- 資料 10 - 2 - 2 インテグレックス事業概要
- 資料 10 - 2 - 3 企業の報告相談(内部通報)制度について
- 資料 10 - 2 - 4 インテグレックスホットライン(Eメールホットライン)
- 資料 10 - 2 - 5 インテグレックスアンケート2002全体のまとめ
- 資料 10 - 2 - 6 インテグレックス参考資料(新聞記事等)
- 資料 10 - 3 - 1 報告事項
- 資料 10 - 3 - 2 倫理委員会ホームページに関する申し合わせ(案)
- 資料 10 - 4 原子力学会倫理委員会ホームページについて
- 資料 10 - 5 - 1 日本原子力学会倫理委員会からのアンケートおよび結果
- 資料 10 - 5 - 2 日本原子力学会倫理委員会からのアンケート結果
- 資料 10 - 5 - 3 「原子力総合シンポジウム倫理委アンケート」における自由記述
- 資料 10 - 5 - 4 提案>アンケート集計について
- 資料 10 - 6 2003年秋の大会企画セッション(案)
- 参考資料 10 - 1 原子力 eye 記事「内部告発制度が事業者にもたらしたもの」
- 参考資料 10 - 2 機械学会年次大会予稿「日本原子力学会倫理委員会の取り組み」
- 参考資料 10 - 3 春の年会今道先生講演要旨
- 参考資料 10 - 4 倫理委員会規程
- 参考資料 10 - 5 倫理委員会運営申し合わせ
- 参考資料 10 - 6 倫理委員会委員名簿(確認用)

議事

1. 資料 10 - 2 - 1~6 を用いて、インテグレックス社から活動内容の紹介があり、質疑応答があった。以下にその要点を記す。
  - インテグレックスは資料 10 - 2 - 1~2 に示すように「社会責任投資」という価値観の定着を目指している。その一環で倫理法令順守マネジメント・システム( E C S 2000 ) をベースとしたアンケート調査を行った。その結果が資料 10 - 2 - 5 である。

- ・商法改正で規定された委員会等設置会社はこのアンケートではどう扱っているか。
- 委員会等設置会社へ移行していればガバナンスができているなどという表面的捉え方はしていない。
- ・回答者の部署はどうか。
- 質問票は 3 部あり、トップ宛て、法務・コンプライアンス担当者宛て、IR・広報担当者宛てになっている。それぞれの担当部署が答えるわけだが、例えば、法務・コンプライアンス担当者宛ての質問票にも、他部署に問い合わせるのが望ましい質問もある。そういった場合でも、進んでいる会社は状況を一元管理できている。
- 資料 10 - 2 - 3 の報告相談制度はすなわちリスク情報受信窓口である。通報の内容には介入せず、相談者名を消す機能だけを担う。第三者を介するこの方式は、同時に、社会へ対し「もみ消しをしない」との宣言につながり順法精神の高揚の効果を持つ。
- ・相談者は正社員に限られるのか。
- 正社員のみを対象にしても、現実としてグループ会社社員やアルバイト、退職者からも通報が寄せられる。対象にグループ会社社員を含めた場合、第三者を介したことによりこの部分からの相談が増えるようである。家族からの通報もあり得るだろう。
- ・運用上注意すべき点は何か。
- 窓口機能の限界を理解してもらうことである。窓口は情報伝達機能しか持たない。会社は予想される様々な相談への対応を最低限ラインだけでも決めておく必要がある。内閣府は公益通報者保護法を検討中であるが、外部通報前に内部通報することが保護の条件となりそうである。窓口へ通報し、そこで会社が対応できないと外部通報されるリスクがある。したがって会社はしっかりとした対応が必要となるが、インテグレックスの契約会社はその点意識が高く内閣府以上に進んでいると言える。一方、対象者には「相談すれば必ず解決される」ものでないとの認識、すなわち「何ができて何はできないか」の理解の徹底が必要である。
- ・インテグレックスとして何社まで契約可能か。
- ホットライン対応者が 3 名であることから 30 社が限界と考えている。なお、倫理対応問題全般の丸投げに対しては契約しない。倫理規程等体制作りがなされていることが前提となる。電話受付をせず E メールとしたことで窓口が判断しなければならないことが少なくなった。なお、ほとんどの相談は携帯メールでなされる。
- ・相談内容で個人が特定できてしまう場合に有効なのか。
- 事業所でなく本社に知らせることで本社が個人を保護できる。
- ・会社の目標自体は善との合意がある場合はよいが、「原子力 = 悪」などと考えるものはそもそも内部での解決を望まない。その場合でも有効か。
- 我々は「リスク情報は既に内部でなく外部にある」と考えている。1 つでも 2 つでも外部に出る前にここに相談が寄せられればメリットとなるはずである。
- ・相談者のほうにメンタル面など問題がある場合、どのような対応になるのか。

- メールで受け付けるため比較的少ないが、思い込みの強い相談者はいる。できることとできないことの情報会社提供できれば、解決へ寄与できる。なお、そのような相談者も、第三者が入ることで納得することもある。
  - ・ 契約先はどのような広がりを見せているのか。
  - 上場企業を中心だが、医療関係などのニーズも高いと思う。学校法人については我々もまだどのような問題があるのか把握できていない。
  - ・ 学会がこの制度を利用することの利点は何か。
  - 情報のパターンは (1)学会の倫理規程に照らして違反という情報 (2)学会員の所属組織の情報、の2種である。基本的には前者にしか対応できないが、後者の場合も何もしないわけにはいかず、その組織や外部へ通報することになる。情報の匿名性を守ることは学会でも有効だと思う。
  - ・ 倫理委員にも名前が分からない形で情報が入ってくるので学会内で議論しやすいこと、また倫理委員の構成をみて相談を断念する者の出現を防げること、内外へ学会のアクティビティを示せることなどがある。
  - ・ 賛助会員が倫理規程違反であるという情報の処理はどうなるのか。
  - 個人が特定されない形にした後、学会に連絡し調査してもらうことになる。なお、弁護士事務所等がやっている同種の窓口は判断まで請け負うこともあるが、インテグレックスでは判断はあくまで会社や学会にお願いし、その状況のフォローだけをする。
  - ・ 窓口が学会の倫理規程を十分理解してもらわないと機能しないのではないかと。
  - もちろん勉強はするが、判断を伴わないので、基本的な理解だけでまず問題ない。
  - ・ 学会の倫理規程は「会社がどうであろうと学会員はこうすべき」という形で書かれている。会社命令に従うと学会の倫理規程違反になる場合どうしたらいいか、また「社会のため」と「社員の安全」といったどちらが優先するのか分からない場合にどうすべきか、など難しい問題の解決法を学会員としては知りたい。それに対する援助はあるか。
  - それについては学会自身で考えて欲しい。ただ、相談者の保護方法をはじめとして、多くのノウハウは提供できる。
  - ・ 東電問題などをみると、経営層不信が根強く本音が経営層に上がらない。学会がインテグレックス社の活動を紹介すること自体にも価値がある。
  - そのように言うだけでいいとありがたい。
2. 資料 10 - 1 に基づき前回議事要旨を確認した。なお関連して原子力安全基盤調査研究に安藤委員が応募し認められたとの報告があった。また、8月の機械学会年次大会で西原委員長、安藤委員の講演があることの報告があった。
3. 資料 10 - 3 - 1 に基づき、資料 10 - 3 - 2 のホームページに関する申し合わせ(案)が可決されなかった事情の報告が幹事よりあった。問題点とされた (1)公開の意義の不明確さ (2)リスク管理の観点からの検討不足 (3)運営申し合わせとの整合性、のそれぞれについて意見が交わされた。結論として、倫理委員会はその活動を積極的に広報することが大

切で議事要旨公開もその一環としての意義があること、公開のリスクについては議事要旨確認の際に可能なこと、運営申し合わせの「5年間保管し、閲覧させる」は最低限の義務を定めたものでホームページ上での公開はより積極的なものであるがホームページで5年間掲載は技術的に困難なこともありうるので両者は補完関係にあること、を確認した。この議論を踏まえ、出席者に資料10-3-2について賛否を改めて問うたところ、全員が賛成し全委員の過半数を満たすことから、本日付で制定とすることとした。

4. 資料10-3-1に基づき委員の退任手続きについて幹事より問題提起があり審議した。明確な規定は設けないものの学会はボランティアな活動の場であることを考慮して、本人から申し出があれば自動的に退任となることが確認された。なお、委嘱が会長名でなされたことから、退任者へは会長名での礼状を出すことを事務局に依頼した。
5. 安藤委員より資料10-4に基づきホームページの現状と問題点の報告があり、検討が行われた。ホームページ管理作業は学会全体の作業の依頼先にまとめて管理依頼することとした。なお関連して学会全体のホームページ案について意見を事務局まで寄せることとなった。最新の情報をトップに置き、東電問題の提言等は「これまでの活動」欄のようなものを設けてそこに入れることとした。他に会議の傍聴方法なども親切に掲載すること、賛助会員へのアンケートや経団連のコメントも得た上で学会倫理規程と経団連企業行動憲章の比較結果、参考資料10-3の春の年会今道先生講演要旨なども掲載し、ホームページの充実を図ることとした。ホームページは原子力だけに特化しない「技術倫理」のページであったことから、技術倫理の定義について今後メール等で議論することとした。
6. 安藤委員より資料10-5-1~4により原子力総合シンポジウムでのアンケート結果の報告があった。対象者は現役を退いた人が比較的多いこと等が特徴であるが、倫理規程の浸透は読み取れる。講習会についてはこの結果も参考にしてさらに検討を続けることとした。なお集計作業を今回は分担で行ったが、今後もこのような作業など委員会の場以外での委員会活動にも積極的に協力するよう要請があった。
7. 資料10-6を用いて秋の大会で共催するチェインディスカッションでのコメント担当者について検討し、西原委員長に決定した。なお、同時刻に技術者モラルについての講演が他の企画としてあるとの指摘があり、次回は企画理事でもある班目幹事がそのようなことを避けるよう注意することとなった。
8. 次回は9月17日午後とし、会場は学会以外の場所に用意することとなった。なお、主要議題は(1)次期の委員構成検討、(2)ヘルプラインへの対応検討、(3)講習会の検討であることが確認され、委員全員がよく考えてくることとなった。なお、倫理委員会の活動を軌道に乗せる重要な時期であるので、なるべく委員を継続してもらいたいとの要請が委員長からあった。